

4 . 地域スポーツと学校開放

尾崎 正峰

はじめに

現在、学校開放⁽¹⁾はほぼすべての自治体で実施され、多くの人々がさまざまな機会をとらえ、多様な形態でもって日々利用している。その意味では、学校開放は地域社会の中で「日常的な風景」となっているといえる。とりわけ、地域スポーツ振興にとって学校開放は重要な位置を占めている。ひとつには、地域におけるスポーツをする場、すなわち地域住民のスポーツ活動にとって重要な活動基盤のひとつであるという観点からである。もう一つには、学校開放を利用して行われるスポーツ活動を通じて子どもを含めた地域住民相互の交流の促進を図る等、地域社会の活性化という社会的文脈からである。その一方で、長年にわたってさまざまな問題点を抱え、その解決への方途を探しあぐねているといった状況にもある。

本稿では、こうした現状認識のもと、学校開放の歴史的推移と現状の概略をとらえていくこと、そして、学校開放をめぐる新たな動向とその可能性を探ることとしたい。

1 . 学校開放の法的根拠～関係法律の規定

学校開放は地域社会の中で「日常的な風景」となっていると前述したが、そうであるがゆえに利用する人々がその法的根拠を意識することはほとんどないのではないだろうか。まずその点から確認してみよう。

第一にあげられるものとして、学校教育法第 85 条「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。」の規定がある。そして、学校開放についての規定が最も多いものとして学校教育法があげられ

る。同法「第 6 章 学校施設の利用」において、社会教育のための国立学校、および公立学校の施設利用について定めている。同法第 43 条から第 48 条まで、具体的な規定がなされているが、とくに第 44 条（学校施設の利用）では「学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」とされている。

また、スポーツをする場としての利用という面から見てもっとも直接的な規定として、スポーツ振興法第 13 条（学校施設の利用）「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」があげられる。

以上見てきた各法律における学校開放に関する規定では、いずれも学校の施設を社会教育や一般のスポーツ利用など公共的な利用に供することを述べている。このことが学校開放の法的根拠とされ、各自治体では、これらをもとに学校開放に関する条例、あるいは諸規則を制定し実施に取り組んでいる。

ただし、各法律において「学校教育に支障のない限り」という但し書きが付いていることも共通しているが、このことについては本稿の最後の部分で検討することにする。

2 . 学校開放に関する施策～その初発段階

前項で、学校開放に関する法律の規定を見てきたが、それらの法律が戦後改革期に制定されたという共通点を持つことを指摘できよう。その意味

で、現在につながる学校開放の理念は、戦後改革期にひとつの源（あるいは、画期）があるにとらえることができよう。

そのことを象徴するものとして、1945年11月6日の文部大臣訓令がある。ここにおいて「教職員が学校教育以外の社会教育に従事すること、学校の施設を一般に開放し利用させるなどの努力を望む」と述べられたものが戦後改革期において学校開放に関する文言として最初のものである⁽²⁾。これを端緒として（当時の用語で）「社会体育」関連の政府文書において学校開放に関する文言が何度か登場してくることになる。

地方長官宛通牒「社会体育の実施に関する件」（1946年8月）、それと同時に発せられた「社会体育実施の参考」の「6. 体育施設の整備」において「体育運動施設の充実は体育振興上欠くことの出来ないものであるから現在ある体育施設を活用すると共に、漸次修復拡充を図るようになすこと。1. 学校の体育施設は、広く一般民衆に解放し、積極的に利用させること。」というように学校の体育施設の活用が述べられた。

その後、学校開放について述べたものとしては、この時期の社会体育の推進・振興においては重要な文書である「社会体育指導要項」（1951年3月）があげられる。同要項においては「(6)施設と用具 / (1)施設の種類 / 3. 学校および事業所の体育施設学校・事業場の体育施設は主として児童・生徒・職場の人々が利用するために設けられたものであるが、その必要以外の時間は市町村の人々に開放することが望ましい。また、新たに学校・事業場において体育施設を設ける場合にはできるだけ市町村の人々の利用を予定して計画し、運動場・体育館・プール等市町村民を対象とした行事に利用できるようにつくるのがよい。」とされた。

これらに見るように、地域スポーツの戦後改革の過程において大きな位置を占める政策文書で学校開放が大きく取り上げられていたが、その背景には二つの側面があったといえる。ひとつには、文言の字義通りのもので、地域におけるスポーツ（社会体育）振興において占めるスポーツ施設、

その中での学校開放の位置の大きさが認識されていたことである。もう一つは、戦後の混乱期においては公共スポーツ施設の整備がままならないという状況への現実的対応であったととらえることができる⁽³⁾。

3. 地域スポーツの展開と学校開放

1960年代後半以降の時期が地域スポーツにとって拡大期であったことは衆目の一致するところであろう。人々のスポーツ活動の拡大は、人々のスポーツをする場の整備・充実を必然的に求めるものであったが、公共的な整備は不十分なまま推移した。その結果、人々のスポーツをする場として学校施設への依存度が不可避的に増すことになった。そうした実態を反映して学校開放をめぐる施策も新たな展開を見せることになったが、そのなかで出された政策文書としては、文部事務次官通知（各都道府県教育委員会宛）「学校体育施設開放事業の推進について」（1976.6.26）は、現在までにつながる学校開放の枠組みを提示したひとつの文書として注目される。

同通知の前文で「国民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるように、文部省では従来から学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民のスポーツ活動に供する事業（以下「学校体育施設開放事業」という。）を奨励援助してきたところであります」と述べ、「最近におけるスポーツ活動に関する国民の要望を考慮し、学校体育施設開放事業を一層促進するため、文部省においては昭和51年度から学校体育施設開放事業に関する予算措置等を更に充実しました。もとより、この事業につきましても各地方公共団体における創意と工夫が要請されるところであります。貴教育委員会におかれては、左記事項の趣旨に沿って学校体育施設開放事業を促進されるとともに、管内市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図り、適切に指導されるようお願いいたします」としている。

その趣旨は「国民が健康で文化的な生活を営む

ためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があるが、近年、生活水準の向上や自由時間の増大等によりスポーツ活動に対する国民の欲求は急激に高まりつつある。このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、学校教育に支障のない限り、学校の体育施設の効率的な利用を促進する必要がある。そのため学校体育施設開放事業を推進するものとする」としている。

こうした学校体育施設開放事業の実施主体を教育委員会とし、施設管理の面では、「管理責任は、教育委員会にあることを明確にすること」とし、「学校体育施設を地域住民の利用に供するものであることから、学校体育施設開放時における施設の管理責任者を指定するものとする」としている。運営面では、「教育委員会に登録した団体の利用に供する形態が望ましい」とし、「学校体育施設開放事業を契機として、その施設を基盤とするグループが育成されるよう努める」としている。経費の面では、「施設設備の補修費、光熱水費等の経費を予算上措置すること」とし、「学校体育施設開放に使用される部分とそれ以外の部分と分離できるよう必要に応じ柵等を設けるとともに、便所、更衣室等を独立して使用できるように配慮すること。また、屋外運動場の夜間照明設備もなるべく設置するよう努めること」としている。

4. 地域スポーツと学校開放の現段階

(1) 関連施策、文書

学校開放に関する政策文書は、現在に至るまで継続して出されている。たとえば、文部省体育局長通知「社会体育指導者派遣事業及び学校体育施設開放事業の運用について（各都道府県教育委員会教育長宛、1990.7.31）」がある⁽⁴⁾。最近では、2000年9月の文部科学省「スポーツ振興基本計画」においても総合型地域スポーツクラブが「身近な生活圏である中学校区程度の地域」において定着する拠点として学校体育施設をひとつの核としていた⁽⁵⁾。

また、学校開放に伴う施設整備施策についての動きとしては、「地域・学校連携施設整備事業（複合化促進型）」（平成18年度まで）では、学校が地域の教育力を活かした学習活動を行うこと、地域の生涯学習活動等の拠点となるようにすること、地域の人々の交流の場とすることなどを目的として、他の文教施設や福祉施設等との複合化を図ること。そのことに伴い必要となるスペースについて補助を行うとしている。複合化として補助の対象は、「文教施設」として（社会教育施設（公民館、図書館等）、社会体育施設（体育館、水泳プール等）、文化施設・文化財保護施設（美術館、歴史資料館等）のほかに「福祉施設」が含まれていた。複合化を図ることに伴い必要となる「共用部分」として、「交流スペース（多目的ホール、展示ホール、和室コーナー等で児童生徒と地域住民や高齢者等との交流のためのスペース）」や「通路スペース（玄関、廊下、階段、機械室等のスペース）」も想定されている。

(2) 学校開放の現状

学校開放の割合

ここで全国の公立学校において学校開放がどの程度実施されているのかについて文部科学省の統計をもとに見てみよう（表1参照）。

公立学校の体育施設の開放率は、「屋外運動場」80.3%、「体育館」86.6%、「水泳プール」25.5%、「野外地球場」18.2%となっている。屋外運動場、つまりグラウンドや体育館の開放率が数字上では高くなっているが（この数字には表れていないが）、開放は学校の終業後、あるいは学校行事と重ならない曜日・時間帯に開放が限定されているという実情はおさえておかなければならない（また、「水泳プール」の場合、夏季のみの開放というケースも少なくない）。

小学校・中学校・高校別に開放率を見ていくと、「屋外運動場」（87.3% - 77.6% - 48.0%）、「体育館」（94.7% - 88.1% - 39.6%）となっている。高校の開放率が相対的に低くなっているのは生徒の部活動を優先することとの関係があるが、中学校

表1 公立学校体育施設の開放率

		施設保有校数	施設開放校数	開放率(%)
屋外運動場	計	37,011	29,719	80.3
	小学校	22,890	19,987	87.3
	中学校	9,977	7,744	77.6
	高等学校等	4,144	1,988	48.0
体育館	計	36,708	31,795	86.6
	小学校	22,529	21,325	94.7
	中学校	10,008	8,819	88.1
	高等学校等	4,171	1,651	39.6
水泳プール	計	29,912	7,638	25.5
	小学校	19,770	6,285	31.8
	中学校	7,479	1,207	16.1
	高等学校等	2,663	146	5.5
野外庭球場	計	9,805	1,786	18.2
	小学校	212	42	19.8
	中学校	6,151	1,093	17.8
	高等学校等	3,442	651	18.9

出典：文部科学省(文部省)『我が国の体育・スポーツ施設』より作成

表2 スポーツクラブの活動(利用)施設

	該当数	公共 (屋内)	公共 (屋外)	学校開放 (屋内)	学校開放 (屋外)	公民館等	公園等	その他
全体	14,216	28.2	18.7	41.5	17.0	6.9	4.6	3.5
<クラブ形態>								
総合型モデル	18	77.8	50.0	66.7	50.0	16.7	22.2	11.1
総合型	47	70.2	40.4	23.4	21.3	19.1	27.7	8.5
複合型	1,029	30.1	25.2	41.8	23.3	11.0	10.5	4.8
単一型	12,770	27.9	18.2	41.8	16.6	6.2	3.9	3.4

(単位：%)

出典：『地域スポーツクラブ実態報告書』より作成

においても部活動との調整という問題は伏在しており、地域住民が利用する上でのひとつの制約となっている。

地域スポーツクラブの利用の現状

先に、地域におけるスポーツクラブの活動基盤として学校開放は重要な位置を占めていると述べた。制度的な実態を見てみると、現在、学校開放

は「登録制」による「団体使用」が主流であるといつてよいであろう。その点を確認するために、スポーツクラブが利用する施設に関する統計数値を見てみよう(表2参照)。

地域のスポーツクラブの活動場所は、公共スポーツ施設(屋内)28.2%、公共スポーツ施設(屋外)18.7%であるのに対して、学校開放(屋内)

41.5%、学校開放(屋外)17.0%となっている(複数回答)。屋内施設の面では学校開放の方が高い数値を示しており、屋外施設ではほぼ同等の数値を示している。これらの数値から、公共スポーツ施設とともに学校体育施設は地域スポーツクラブにとって重要な活動基盤となっていることを見取ることができる。

こうした数値から、学校開放の利用率の高さは、住民にとって学校が心情的に身近な存在であること、居住地から距離的に近いという利便性等々のプラスの諸要因が折り重なっている点を反映していると考えられるであろう。同時に、公共スポーツ施設の整備が不十分であるという条件下において公共スポーツ施設の利用率が頭打ちになっているという側面があることも考慮に入れておく必要がある。

現在、政策的に推進されている総合型地域スポーツクラブ(とくにモデル事業指定を受けた市町村で展開しているクラブ)に注目してみると、公共スポーツ施設(屋内)が70%以上、公共スポーツ施設(屋外)の40%から50%近い数値を示している。とくにモデル市町村の場合、行政主導で進められているケースが少なくないが、そうした背景も手伝って、従来までの地域スポーツクラブと比べて公共施設の利用率が高い数値を示している。同時に、これらのクラブも従来までの地域スポーツクラブと同様に学校体育施設の利用は高い比重を占めている。これは、総合型地域スポーツクラブは「総合型」であるがゆえに、多様な施設、かつ多くの時間枠の確保が緊要の課題となることと関係している。

総合型地域スポーツクラブと学校開放

総合型地域スポーツクラブも学校開放の利用度は高いが、その実態はどのようなものであろうか。ひとつの事例として兵庫県加古川市のNPO法人加古川総合スポーツクラブを見てみよう⁽⁶⁾。同クラブは、文部省の総合型地域スポーツクラブモデル事業、および、兵庫県教育委員会「スポーツクラブ21ひょうご」の「成功例」といわれるものである。1999年11月、5つの総合型スポー

ツクラブの連合体として発足して以来、全市域にわたって、ひとつの小学校区を単位とする31の地域クラブの設立を見ている。

同クラブを構成するそれぞれの地域クラブの「拠点施設」が小学校であるケースが多いことにもみられるように、現在、学校開放が大きな比重を占めている。ただし、主たる利用施設が小学校であるためにテニス・コートが設置されていないという事情から、生涯スポーツにとってはもっともポピュラーな種目といえるテニスに関する事業展開が十全でない部分を抱えている。

加古川総合スポーツクラブをはじめとして、総合型地域スポーツクラブとして発足したクラブの現状を概観するとき、第一に、従来から活動している他の地域スポーツクラブとの調整を含めて学校体育施設を確保し活用できるかが「総合型」としてクラブの活動を進められるかどうかのひとつの鍵を握っているといえる。第二に、学校開放に依存する割合が大きいほど「総合型」のクラブの活動としては、ある種の限定、ないしは制約の中で運営をしていく必要が出てくることになる。

5. 学校開放の課題

～学校と地域の「融合」の提唱の中で

ここまで見てきたように、総じて学校開放は、戦後改革期以来、地域のスポーツ振興にとって重要な基盤として受けとめられてきた。とりわけ地域のスポーツクラブにとっては、従来の地域スポーツクラブであれ、総合型地域スポーツクラブの組織であれ、学校開放はその活動にとって欠かすことのできない場であり、整備状況が不十分な公共施設の補完というにはあまりに大きな存在となっているといえる。

しかし、前述のように、開放される施設や曜日・時間帯が限られていることもあり、既存のクラブで利用枠が一杯となり新規のクラブの参入がしにくいという実態がある。また、個人での利用が認められていない場合もあり、気軽にスポーツをする場として見たときに課題を残している。

これら学校開放をめぐる課題はこれまでも指摘されてきているが、諸問題・諸課題の解決に向けて関係者による組織的な話し合いが進んでいる地域もある。しかし、少ないパイを奪い合うという事態に陥ってしまっている事例もある。おそらく、問題の根本的な解決の方途は一様ではないであろう。それぞれの地域の実態に即した解決の道への模索は集団的な討議とともに継続されるべきものである。

一方、従来までの学校開放をめぐる理念や考え方とは異なる道筋を構想する段階に来ている面も否定できないと思われる。ひとつには、「学校教育に支障のない限り」という枠内での工夫と努力は、ある意味で限界に来ているのではないかという点からである。もう一つには、学校と地域社会の連携という理念をめぐる新たな実践の動きが出てきていることによる。

現状についてふれる前に、今一度、学校開放に関する政策文書を掘り起こしてみよう。

『わが国の教育の現状』（昭和28年度）の「第10章 社会教育 第1節 社会教育施設」に「5. 学校開放」の項が盛り込まれている。その「まえがき」には「学校は、本来学校教育の目的を遂行するために設けられたものであるが、しかし学校のもつ公共性という立場から学校教育に支障のない限り、その施設は社会教育のために開放されねばならない。このことは現下の学校教育と社会教育とが両々相まってこそ初めて真の国民の教育がその成果をおさめうるものであり、さらに学校が積極的に地域教育計画の推進に参画することが地域社会学校のありかたでもあるという新しい教育観に基づくものである。これらの目的のために学校の教職員およびその施設・設備の一部もしくは全部を開放して社会教育のために資するものを学校開放という。」

また、1955年3月18日付けの社会教育審議会答申は「学校開放の実施運営はいかにあるべきか」と題され、「戦後のわが国は、新教育理念のもとに、地域社会学校としての学校経営を唱えてきたが、現状は必ずしもこの方向を辿って進んではいない。

文部当局は文教の根本精神に則り、学校教育、社会教育の区別にこだわらず学校の公共性をいっそう明確にし、教員は全体の奉仕者たる自覚に基づいて学校開放の職責を全うすることが肝要である。」と述べられている。

以上の資料に見るように、学校開放の理念としての学校教育と社会教育の連携、あるいは「地域社会学校」の文言が戦後の早い時期に述べられていたことは注目されてよいであろう。学校教育と社会教育の連携」等のテーマは、以後、繰り返し論じられてきた。現在、このテーマに再び接近していく手がかりを示す実践が地域の中で動き出している。

愛知県半田市のNPO法人ソシオ成岩スポーツクラブは、文部省総合型モデル事業のもうひとつの「成功例」といわれる。学校部活動「改革」とリンクし、1996年の発足以来、活動を展開してきた。同クラブにとって、一つの転機といえるのが、平成14（2002）年度予算の市議会で成岩地区学校地域共同利用施設の着工決定し、2001年3月、同施設の成岩スポーツクラブへの委託方針が教育委員会において決定されたことであろう。その後、2003年12月、半田市総合型地域スポーツクラブハウスの管理運営の受託契約、2006年4月、クラブハウスの指定管理者となり、学校内の施設を拠点として地域住民を対象とするさまざまな事業を展開している⁽⁷⁾。

もう一つの実践として、習志野市の秋津コミュニティの活動がある。地域住民と学校の間を多様な角度から追求しているこの実践の中から、2001年5月、習志野ベイサイドスポーツクラブが生まれ出された。対象エリアを習志野市立第7中学校区とし、「さまざまなスポーツを子どもからお年よりまでがいっしょに楽しめる」ことを目的とするという意味で総合型のスポーツクラブを目指したものである⁽⁸⁾。ここでの特徴は、同クラブがスポーツクラブとしての独自性、自律性をもつと共に、地域、学校での諸活動全体の中に位置づいていることである。地域における住民のスポーツ活動が、学校、そして地域社会での諸活動と渾然

一体化する中で展開することの意味を問うものであるといえる。

秋津コミュニティでは、学校と社会教育の双方にメリットを生み出す仕掛けを創り出し、地域における自主的な生涯学習活動の充実、地域ぐるみの子育て体勢、総体としてのまちづくりをめざす取り組みを行っているが、これらの実践を背景に「学社融合」を提唱している⁽⁹⁾。

これらの実践の動きから、地域社会におけるスポーツの発展を考える上で、学校という要素をこれまで以上に視野に入れることが必要となってきたと思われる。それは、「学校教育に支障のない限り」という「控除的」なとらえ方にとどまらず、学校が地域社会という基盤の上に立っており、学校教育にとっても地域社会の力を必要とすること⁽¹⁰⁾、そのことの意味をあらためてとらえ直すという作業と共に展開していくことで、よりいっそう実りのあるものとなっていくであろう。社会の中で広く人々をつなげていくスポーツの文化的特性⁽¹¹⁾をも活かしながら、地域社会におけるスポーツと学校との関係を新たに構想していくことが求められている。

【注】

(1)本稿が対象とするものからするならば「学校体育施設開放」の用語の方が適切かもしれないが、ここでは「学校開放」の語を統一して用いることにする。

(2)渋谷照夫「学校開放の歴史と動向」『茨城大学生涯学習教育研究センター報告』第3号、1998。

(3)戦後間もない時期、「社会体育振興のモデル」として注目を集めていた山梨県増穂町においても同様の事情があったことがうかがえる。増穂町体育連盟『地域社会に於けるレクリエーションの構造 - 増穂町社会体育誌 - 』、1955。

(4)この文書については、「行革」の観点から旧総務庁による運用の改善の必要性の指摘を受けたという事情が背景にあり、交付金の「効率的」な運用を図ることをあらためて表明するという性格も持っていた。

(5)対象を子どもに特化したものであるが、「地域子ども教室推進事業」(2004~2006)や「放課後子どもプラン」(2007~)においても学校開放の活用が取り上げられている。

(6)一橋大学社会学部高津ゼミ・尾崎ゼミ・坂ゼミの合同調査に基づく報告書、『スポーツクラブはどこへ行く』2008、参照。

(7)今後、少子化という時代状況の中で学校の統廃合が少なからず問題となるであろう。また、校舎等の老朽化に伴う施設建て替えも継続して起こってくるのが予測される。

学校の統廃合を契機として展開している総合型地域スポーツクラブとしては、たとえば東京都調布市の調和 SHC 倶楽部(設立年月:2002年9月、NPO 法人取得:2003年10月)がある。SHCとは、「Sports(スポーツ)」「Health(健康)」「Culture(文化)」の頭文字をとったもの。統廃合によって新築された調和小学校(PFI方式)のグラウンド、アリーナ、プール(温水)および、廃校となった旧大町小学校のグラウンド、体育館、図書館、等の学校施設を地域共用施設として優先的に利用している。

(8)岸裕司『「地域暮らし」宣言 - 学校はコミュニティ・アート!』太郎次郎社、2003、51~57頁。

(9)「学社融合」という点については、新潟県聖籠町の実践も社会教育の分野では以前から注目されている。手島勇平、坂口眞生、玉井康之編著『学校という“まち”が創る学び - 教科センター方式を核にした聖籠中学校の挑戦』ぎょうせい、2003。これらの議論や実践について、支配的なシステムにからめとられ、結果としてシステム補強の具となることへの注意を払っておく必要があるとする指摘がある。

(10)このテーマについては、宮原誠一の「コミュニティ・スクール」についての議論など、これまでも追求されてきたといえる。『宮原誠一教育論集』第1巻・第2巻、国土社、1976・1977。宮原の議論への言及を含めて、最近の論考では宮崎隆志『「学校と地域社会教育」論への接近視角』『社会教育研究』25、2007、参照。

(11)スポーツのもつこうした文化的特性に関する議論については、高津勝『スポーツ社会学の可能性』創文企画、2008、参照。

《参考文献》

- * 文部科学省(文部省)『我が国の体育・スポーツ施設 - 体育・スポーツ施設現況調査報告 - 』
- * 文部科学省(文部省)『社会教育調査報告書』
- * 東京都教育庁『区市町村生涯学習・社会教育行政データブック』、2005。
- * 東京都教育庁『学校開放実態調査報告』
- * 文部科学省『クラブづくりの4つのドア』、2001。
- * 黒須充、水上博司編著『ジグソーパズルで考える総合型地域スポーツクラブ』大修館書店、2002。
- * 日本体育・スポーツ経営学会編『テキスト総合型地域スポーツクラブ』大修館書店、2002。
- * 日本スポーツクラブ協会『平成11年度地域スポーツクラブ実態調査報告書』2000。
- * 『スポーツ NPO 法人に関する調査報告』SSF 笹川スポーツ財団、2001。
- * 黒須充編著『総合型地域スポーツクラブの時代 - 第1巻 部活とクラブとの協働』創文企画、2007。
- * 松原治郎、久富善之編著『学習社会の成立と教育の再編』東京大学出版会、1983。
- * 岸裕司『学校を基地にお父さんのまちづくり』太郎次郎社、1999。
- * 岸裕司『中高年パワーが学校とまちをつくる』岩波書店、2005。
- * 池上洋通、安藤聡彦、荒井文昭、朝岡幸彦編著『市民立学校をつくる教育ガバナンス』大月書店、2005。
- * 白石克己、佐藤晴雄、田中雅文編『生涯学習の新しいステージを拓く2 学校と地域でつくる学びの未来』ぎょうせい、2001。
- * 手島勇平「融合は学校を開き、地域を開く学びを」『日本の社会教育実践 2008』社会教育推進全国協議会、2008。

< 付記 >

先頃、文部科学省の「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」をめぐって、自民党の「無駄遣い撲滅プロジェクトチーム(PT)」が「不要」との判定を下した。明らかにされている範囲でのPTの議論を概観するところ、旧文部省のモデル事業以来、筆者がつとに指摘してきた問題点と重なる部分も少なくない(尾崎正峰「『日本型』地域スポーツクラブは構想・実現できるのか?」『研究年報1999』一橋大学スポーツ科学研究室、1999。シンポジウム「スポーツ・グローバル化の中のスポーツ・ローカリゼーション」(現代スポーツ研究会 2000.9.6)『現代スポーツ研究』第7号、現代スポーツ研究会、など参照)。

この間、こうした総合型にまつわる問題点を解決しないまま、総合型地域スポーツクラブ設立の「数値目標」の達成のみに突き進んできた側面は否定できない。そうしたもろもろの弱さがPTによって突かれているともいえる。一方、筆者は「総合型を全否定することは意味のないこと」、また「総合型は否定の対象ではなく創造の対象でなくてはならない」とも述べてきた。「二者択一」的な物言いではなく、スポーツの機会の保障、そのための社会的基盤の公共的整備、地域社会へのスポーツ文化の定着、その担い手としてのスポーツクラブのあり方とは何かなどの議論へとつなげていくことが肝要である。